

第26回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

次 第

令和元年12月17日（火）

午 後 1 時 ～

5 階 大応接室

1 開 会

2 議 事

（1）建設局収賄事案にかかる一連の不祥事について

（2）懲戒処分の状況について

（3）任命権者別の重点取組の状況等について

3 閉 会

大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム名簿

(令和元年12月17日)

	職 名	氏 名
委 員 長	市長	松 井 一 郎
副委員長	副市長	鍵 田 剛
委 員	西淀川区長	塩 屋 幸 男
	東住吉区長	上 田 正 敏
	人事室長	稲 垣 尚
	人事室次長	鉦 持 英 樹
	政策企画室長	山 本 剛 史
	総務局長	谷 川 友 彦
	健康局長	山 口 浩 明
	こども青少年局長	佐 藤 充 子
	環境局長	青 野 親 裕
	建設局長	渡 瀬 誠
	港湾局長	田 中 利 光
	水道局長	河 谷 幸 生
	教育長	山 本 晋 次
	消防局長	城 戸 秀 行
事 務 局	人事室 人事課	

(順不同)

第26回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

資 料

	ページ
1 建設局収賄事案にかかる一連の不祥事について	1
2 懲戒処分の状況について	4
3 任命権者別の重点取組の状況等について	6

建設局収賄事案にかかる一連の不祥事について

1 事実の経緯

- 平成31年1月24日 官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の容疑で大阪地方検察庁による家宅搜索を受ける。
- 平成31年3月6日 職員2名が大阪地方検察庁に逮捕される。
- 平成31年3月27日 職員2名が官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害、加重収賄、収賄の容疑で起訴される。
- 平成31年4月5日 職員2名を起訴休職とする。
- 平成31年4月24日 職員1名を懲戒免職とする。
- 令和元年9月25日 職員1名を懲戒免職とする。
- 令和元年11月29日 職員35名を懲戒処分等とする。（うち管理監督責任10名）

2 事案概要及び処分内容

別紙のとおり

3 対応策

職員が逮捕された事例を契機に、建設局として情報管理の強化・徹底、研修の実施など様々な取り組みを進めている。

また、出張時の昼食の独自調達徹底や相手の負担とならない同乗、送迎バス等の使用の際は必ず事前申請（建設局では事後は認めない）など、出張に関する局独自ルールの更なる厳格化や受注者との接触機会を減らす取り組みを進めている。

事案	非違行為	処分内容	処分日	処分人数
①	本市発注の電気工事について、特定の業者に対して開札前に直接工事費等を教示するなどし、その謝礼と知りながら、金品（金銭、普通乗用車、旅行代金など）を受領した。	懲戒免職	4月25日	1
②	大阪市発注の電気工事について、特定の業者に対して開札前に計3件の直接工事費を教示した。 また、特定の業者から計5回にわたり飲食接待を受けた。	懲戒免職	9月25日	1
③	製品単価見積業者からの依頼を受け、平成27年11月にメールにより当該業者の見積単価を採用した旨を教示した。	停職3月	11月29日	1
④	平成29年9月、管外出張先において、飲食接待を受けるとともに、工場で昼食（弁当）の提供を受けた。 また、管外出張先において、当初徒歩で移動することを予定していた区間について、業者が乗車する車に便乗した。	停職1月	11月29日	1
⑤	管外出張先において、工場で昼食（弁当）の提供を受けた。 また、管外出張先において、当初電車（バス）で移動することを予定していた区間について、業者が乗車する車に便乗し、その区間の旅費の精算を行わなかった。	係長級：文書訓告 係員：口頭注意	11月29日	1 1
⑥	管外出張先において、工場で昼食（弁当）の提供を受けた。	係長級：文書訓告 係員：口頭注意	11月29日	1 1
⑦	管外出張先において、当初電車（バス）で移動することを予定していた区間について、業者が乗車する車に便乗し、その区間の旅費の精算を行わなかった	局長文書訓告	11月29日	3
⑧	管外出張先において、当初徒歩で移動することを予定していた区間について、業者が用意した車に乗車した	局長口頭注意	11月29日	10
⑨	管外出張先において、当初徒歩で移動することを予定していた区間について、業者が乗車する車に便乗若しくは工場の循環バスに乗車した	局長口頭注意	11月29日	6

談合などの不正事案の再発防止対策について

不正入札監察室の設置

本市の発注する電気工事において発生した談合事件を受けて、市独自の原因究明並びに再発防止策を講じ二度と不正行為が起きない仕組みを構築する。

《不正入札監察室の取組み》

談合情報等への対応を契約管財局に一元化 不正入札の監視・監察 [H31.4～]	✓ これまで各所属設置の公正入札調査委員会において調査していた所属専決契約についてもすべて契約管財局で調査を実施 ✓ 談合等が疑われる不自然な入札状況を抽出・分析するなど、積極的なモニタリングを実施
公益通報に基づく調査の実施 [H31.4～]	✓ 不正な入札等に関する公益通報があった際、総務局監察課からの通知に基づき、調査計画を立案・遂行
契約事務コンプライアンス研修の充実 [H31.5～]	✓ 所属長、課長級職員、実務者への実施に加え、設計担当者を研修対象者に拡充 ✓ 建設局・水道局職員を対象に派遣（出前）研修を実施
H31年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの改正 [R元.9]	✓ 情報管理の徹底などの再発防止の取り組みを反映
公正契約職務執行マニュアルの遵守状況の調査 [R元.11～]	✓ 管外出張時における公正契約職務執行マニュアルの遵守状況などについて調査を実施（調査中）

事 案		件数計	所 属 別		職 種 別					
			市長部局等	学校園	1・3号			2号	消防 吏員	教員等
					課長 以上	課長 代理	係長	係員		
一般服務 関 係	喫煙	2	2			1			1	
	マイカー通勤	2	2					2		
	個人情報関係	1	1					1		
	不適正事務	3	3					3		
	手当の不正受給	1		1						1
	虚偽の届出・虚偽の報告	0								
	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	3	3		3					
	教職員による児童生徒への非違行為	10		10						10
	セクシュアル・ハラスメント	3	1	2			1			2
	収賄等	3	3					3		
	管理監督責任	2	1	1	1					1
	その他	3	1	2				1		2
	合計	33	17	16	4	1	1	7	3	16
一般非行 関 係	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	4	2	2			1		1	2
	傷害・暴行・器物損壊	1	1					1		
	横領・窃盗等	1	1					1		
	賭博	0								
	薬物・大麻の使用	0								
	その他	1	1					1		
	合計	7	5	2	0	0	1	2	1	2
交通法規 関 係	飲酒運転関係	1	1						1	
	交通法規違反 交通事故	1	1					1		
	合計	2	2	0	0	0	0	0	1	0
総 計		42	24	18	4	1	2	9	5	18

○前年度同時期の事案別懲戒処分との比較

(単位:件数)

事 案		今年度(平成31年4月～令和元年11月)			前年度(平成30年4月～平成30年11月)			昨年度同時期 との比較 ①－②
		件数計 ①	所 属 別		件数計 ②	所 属 別		
			市長部局等	学校園		市長部局等	学校園	
一般服 務 関 係	喫煙	2	2		1		1	1
	マイカー通勤	2	2		1	1		1
	個人情報関係	1	1		2	1	1	▲ 1
	不適正事務	3	3		2	1	1	1
	手当の不正受給	1		1	0			1
	虚偽の届出・虚偽の報告	0			2	2		▲ 2
	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	3	3		6	3	3	▲ 3
	教職員による児童生徒への非違行為	10		10	9		9	1
	セクシュアル・ハラスメント	3	1	2	0			3
	収賄等	3	3		0			3
	管理監督責任	2	1	1	1	1		1
	その他	3	1	2	3	1	2	0
	合計	33	17	16	27	10	17	6
一般非行 関 係	わいせつ行為(のそき、盗撮、痴漢等)	4	2	2	5	4	1	▲ 1
	傷害・暴行・器物損壊	1	1		3	3		▲ 2
	横領・窃盗等	1	1		2	2		▲ 1
	賭博	0			2	2		▲ 2
	薬物・大麻の使用	0			0			0
	管理監督責任	0			0			0
	その他	1	1		0			1
	合計	7	5	2	12	11	1	▲ 5
交通法規 関 係	飲酒運転関係	1	1		1	1		0
	交通法規違反 交通事故	1	1		2	2		▲ 1
	合計	2	2	0	3	3	0	▲ 1
総 計		42	24	18	42	24	18	0

【任命権者別の重点取組の状況等について】

重点取組期間：平成31年4月～令和2年3月

重点取組事案

市長部局等 ①飲酒時の非違行為（傷害・わいせつ行為等）

②マイカー通勤及び虚偽の届出・報告

学校園 ①教職員による児童生徒に対する非違行為（体罰・わいせつ行為等）

②個人情報情報の紛失等

＜任命権者別の重点取組項目の処分状況（平成31年4月～令和元年11月）＞

任命権者	処分件数 全体	重点取組①	重点取組②
市長部局等	24件	4件	2件
学校園	18件	10件	0件
合計	42件		

○重点取組にかかる取組内容

取組期間：平成31年 4 月～令和元年11月までの間

○服務研修資料に重点取組事案を追加し、さらなる充実を図った。

- ・服務研修(課長・課長代理級)(8月実施)
- ・新任業務主任研修(9月実施)
- ・中堅職員研修(10月実施)
- ・職場服務研修(10～11月実施)

○飲酒の機会が多くなる夏季、年末年始の時期に、通知を発出し、繰り返し注意喚起を行い、綱紀保持の徹底を図るとともに、啓発活動を行った。

○必ず定期券の原本確認を行うなど、通勤手当の事後確認の徹底を実施した。

○重点取組にかかる取組内容

【学校園】

○服務研修のさらなる充実

- ・教頭・副校長・幼稚園主任研修（7月実施）

重点取組項目の周知

- ・校園長コンプライアンス・服務研修（9月実施）

児童生徒に対する非違行為をテーマに外部講師による講演

○服務監察だよりの発行

- ・6月・・服務規律確保に向けた重点取組

- ・10月・・個人情報関係

○事務局職員による学校園への巡回監察

- ・校園長の異動や昨年度懲戒処分事案が発生した学校園等・・98校園

○部活動顧問による部活動中の暴力行為発生時の対応の厳格化

- ・1年以上部活動顧問禁止 ⇒ 復帰後さらに1年以上単独指導を禁止など